

第5号議案

松山南交通安全協会役員を選任

関係規定

松山南交通安全協会会則

(役員任期)

第8条 第1項 会長及び副会長は、支部長の中から選任する。

第8条 第5項 監事は支部長の中から理事会において選任する。

第9条 第1項 役員任期は協会総会日を基準として2年とする。

(ただし、再任は妨げない。)

役職名	前期(28年度~29年度)	今期(30年度~31年度)
会長	伊東 純朗(拝志支部長)	伊東 純朗(拝志支部長)
副会長	渡部 宏(市坪支部長)	渡部 宏(市坪支部長)
	田中 紹弘(原町支部長)	田中 紹弘(原町支部長)
	大野 啓吾(川上支部長)	大野 啓吾(川上支部長)
監事	渡邊 桂(坂本支部長)	梶 保夫(久米支部長)
	梶 保夫(久米支部長)	白方 信一(荏原支部長)